

ご寄付に対する税控除について（お知らせ）

【個人の寄付金控除について】

本募金は、以下のとおり所得税及び住民税の税控除の対象となります。
所得税は、税額控除または所得控除のどちらか一方を利用できます。

1. 税額控除の適用対象者

所得税及び住民税の寄附金税額控除の対象者は、本学園（設置学校を含む）への寄付を行った個人の方です。

（注）住民税については、各市町村の条例で指定されている場合に寄附金税額控除対象となります。寄附金税額控除対象の有無については、寄付金を支出した翌年1月1日現在お住まいの各市町村にご確認ください。）

2. 税控除の手続き

- （1）所得税と個人住民税の両方の寄附金税額控除を受けるためには、税務署で所得税の確定申告が必要です。
- （2）所得税の確定申告を行わない方で、住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、住民税の寄附金税額控除の申告が必要です。（簡易な申告書で申告できます。寄付を行った年の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告をしてください。）
- （3）申告の際には、北星学園が交付（同封）した「領収証」及び「税額控除に係る証明書(写し)」（税額控除を選択する場合）または「特定公益増進法人であることの証明書(写し)」（所得控除を選択する場合）をご持参ください。

寄附金控除の算出方法

1. 所得税

- （1）税額控除を選択する場合
 $(\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{控除対象額}$ （所得税額の25%が上限）
- （2）所得控除を選択する場合
 $(\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税率} = \text{控除対象額}$

寄附金税額控除額の計算例

年収500万円(所得税率20%) 寄付金額5万円の場合

- ① 税額控除 $(5 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times 40\% = 19200 \text{円}$
- ② 所得控除 $(5 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times 20\% = 9600 \text{円}$

年収1000万円(所得税率23%) 寄付金額10万円の場合

- ① 税額控除 $(10 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times 40\% = 39200 \text{円}$
- ② 所得控除 $(10 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times 23\% = 22540 \text{円}$

2. 住民税

- （1）市町村民税の寄附金税額控除額 = $(\text{北星学園に支払った寄付金額} - 2 \text{千円}) \times 6\%$
- （2）道民税の寄附金税額控除額 = $(\text{北星学園に支払った寄付金額} - 2 \text{千円}) \times 4\%$

※寄付を行った年の翌年1月1日に指定都市(札幌市ほか)に住所を有する方が寄付した場合、右記の控除率となります。(市民税 8%、道民税 2%)

【法人の寄付金控除について】

本募金は、特定公益増進法人に対する寄付金として、税控除の対象となります。
本学園（設置学校を含む）への寄付については、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することが出来ます。

申告の際には、北星学園が交付（同封）した「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書（写し）」をご持参ください。

以上